

等の事務取扱いをやつておりますもの
が二千七十二人でございます。それで
ありますから、多少教育長を置く傾向
があるのでございますが、なおこの二
千七十二人の――これは小さな町村だ
ろうと思いますが、そういう町村につ
きましては、助役が教育長を兼ねてい
る、あるいは助役で教育長事務取扱
い、こういう扱いをなしているのが二
千七十二人ござります。その部分につ
きまして、引続き今日の特例が働く、
こういう考え方でございます。
○床次委員 今数字をお答えいただい
たのですが、これが一年間にどれだけ
ふえたか、前年度との比較がわかりま
すれば……。
○小林(与)政府委員 ちよつと今その
資料はございませんので、これはすぐ
にわかるかどうかわかりませんが、た
しか文部省ならわかると思いますか
ら、調べて御報告申し上げます。
○床次委員 大臣が来ておられますの
で、共済組合の問題について質問した
いのですが、この共済組合法を制定せ
られる趣旨につきましては、私ども同
感なんですが、たゞ私は大臣に対
して、国務大臣という立場から社会
保障制度に対し、いかように考えて
おられるか伺いたいのです。私
康保険といふものを普及することが、
一番現下の日本においては緊要なこと
であると思つております。しかしながら
國民健康保険が今日伸び悩んでいる
ということは、その負担の割合が、被
保険者に対し重過ぎる。國の方にお
きましては、何と申しましても國民健
康保険といふものを普及することが、
これまでが、被保険者が多額の経費を負

抱して今日これを実施しているれば、期待が持てないのではないかと思います。その原因に関しましてはいろいろ説がありましよう。私どもは——私個人の意向として申し上げた方がいいと思いますが、国民健康保険を普及せしめるためには、やはり地方公共団体も共同の責任をとりまして、これに對して相当の経費を負担するということがいいんじゃないか。端的に申しまして、國民健康保険におきましては被保險者が半分持つということになりますならば、残りを地方公共団体、さらに一部を国が負担する。一例を申し上げますならば被保險者が四割負担する。地方団体、県、市がおののく二割負担する。残りの一割を国が負担するというような割合で行きましたならば、今後一般健康保険は、事業主と被健者半々で負担しておりますが、そういうものを統合する場合に非常に都合がいいんじゃないかと考えておるのであります。そこまで行かないにいたしましても、地方公共団体が相當熱意を込めましたところに対しましては国民健康保険の普及が行われております。最近は市においてさぞも国民健康保険が漸次行なわれておる。もちろんこれに対しましては、県の方からも相当の補助をしておるというのが現状だと思う。しかるに現在地方財政の趨勢を見て参りますと、かかる厚生的方面に対しまして地方の財政は支出する道がほとんどない。手持ち財政需要におきましては、ほとんど計上せられておられないばかり

す過渡の度を加えておまりまして、なかなか社会保険という方には手が出て参らないのであります。かような現状におきまして、今日この市町村の共済組合制度を出されるのでありますて、これはけつこうなことであります。しかし市町村民の考え方はどうであろうかといふことを憂えるのであります。役場におられる方、こういう者に対しても、かかる社会保障制度が引き上ることとはまことにけつこうであります。がんじんな市町村民が医療にもに恵まれず、非常に苦しい生活をしておるという矛盾を來すのではないかと思うのであります。市町村民の方から考えますと、更負だけ待遇がよくなつて、一般の社会保障がどうも置き去りになつてゐる感じを持つのではないかと思ひます。さらに一例を申し上げますと、農業協同組合等の職員は、従来は市町村吏員よりも待遇はよかつた。しかるところ最近になりますと、役場の方はベース・アップの結果待遇はづつとよくなつておるのでありますて、農業協同組合の方が四割あるいは六割、七割といくくらいの程度にどどまつておるのでありますて、非常に身分上の差があるのであります。これは市町村内の円滑という点から見ますると、ずいぶん疑問を持たれる点なのでありますて、何とかもう少し市町村民全体としての立場におきまして、これを是正する必要があると思つておるのであります。従つて私どもはこの共済組合法をますことはまことにけつこうであります。できるものから社会保障の完備をして行きたいといふ氣持にはかわりな

国民健康保険を普及する立場から申しますが、かんじんな社会保障の普及に対する政府の意欲が、あまりにも少いことを痛感するのでありますて、私どもはあってこれに対し反対するものではあります。せんが、この面に対しまして、少し政府は閑却しておられるのではないか。少くともこれだけのことはすべきであると思います。過去におきまして地方制度の改正を見ますと、社会保険税の創設等はあります。これが積極的に国民健康保険組合が普及するというための手段ではなくして、単なる一時の財政の窮屈を解決する便法のようにも思われるのでありまして、本質的な地方財政の立場からの考え方がなかつたのであります。なお私見を申しますならば、過般の地方制度の改革の際におきましては、地方団体は最低の社会保障制度、少くとも国民健康保険くらいは実施できるところの財政余力を与えるべきではないかといふことを、私は考へておるのであります。これに対する配慮がしましても、もつと社会保障制度を普及させる考え方を、地方行政の当局としましても持つべきであろう。これは單に厚生行政にまかしてあつて、何ら考慮がないということに対しましては、はなはだ片手落ちのような気がするのであります。ここに職員共済組合法を審議する際に、社会保険に対する

てこれだけ審議するということに対し、はなはだ一般地方福祉という立場から見るとはかしい感じがするのあります。この点に拘しまして大臣の根本的なお考えを承つて参りたいと 思います。

○塙田国務大臣 私もいろ／＼お尋ねを伺つておつて、感じは同じように感じるのであります。この町村職員共済組合法案を提案いたしまして御審議を願うときにも、やはり解決の正道と申しますか、本道と申しますか、あるいは最終的な考え方としてこういう方向に行くのだという感じではない。ほんとうから行くならば、こういうものもみな社会保障制度の中にとり込まれて行くということが、私も正しいといふ感じは確かに持つておるわけであります。ただそれをもなお押して、今日の段階でこういうものを提案して御審議を願わざるを得ないという気持ちが出て参りますのは、一つはこらいうもののを社会保障制度といふものの中に入り込んで、そうしてそれを今度の共済組合制度で救済できると考え方の程度にまで、救済と申しますか、保障を徹底して行く。これはその場合にはただ市町村職員だけではとどまらないで、おそらく國の職員その他一般にわたらなければならぬので、相当先の長い問題になるであろう。そういういたしますと、現在すでに國家公務員である職員についても、地方の自治団体の職員についても一部分こういふ制度ができるておつて、一部分のものだけがその恩恵に浴していない、ということは、やはり同じような立場にある者に対しこの公平措置という考え方から、ほつて

おくというわけには行かぬだらうといふので、とりあえずこの措置をいたしまして、その間の不平等を是正して行く。しかし行く／＼は今も御指摘のような考え方で、社会保障制度全般の中に市町村の職員共済組合も、国の職員共済組合もみなとんどり込んで処置すると、いう方向に持つて行く、こういう行き方に努力して行くべきであると考えておるわけであります。その場合に国の負担と地方の負担をどうするかということについて御意見を伺つたのであります。が、大体私もお考えに同感できると思うであります。地方も一部負担をして行くという考え方で、その方向に善処して行くというのが正しい考え方であると思います。もちろんそれに市町村におきましての市町村財政全般の考慮を必要とすると考えられます。

○床次委員 大臣は大体の考え方において同意しておられるものと思つておるのであります。この点は今後おいても積極的な御努力がなければ、国民健康保険を通じての社会保障制度の普及ということは困難である。何と申しましても地方財政におきまして、ほんとうのいわゆる自主的財政、住民の福利増進という立場から申しましたならば、きわめて大事な点の考慮が今までの財政においては欠けておつたといふことに對しましては、特に強い御努力をお願いいたしまして、その充実を期待する次第であります。かような観点から見ますると、今度の組合ができる

ました場合、市町村の負担金がこの規定の中にあるが、はたしてこの共済組合が円満に運営できるかどうか。しかし行く／＼は今も御指摘のような考え方で、社会保障制度全般の中に市町村の職員共済組合も、国の職員共済組合もみなとんどり込んで処置すると、いう方向に持つて行く、こういう行き方に努力して行くべきであると考えておるわけであります。その場合に国の負担と地方の負担をどうするかということについて御意見を伺つたのであります。が、大体私もお考えに同感できると思うであります。地方も一部負担をして行くという考え方で、その方向に善処して行くのが正しい考え方であると思います。もちろんそれに市町村におきましての市町村財政全般の考慮を必要とすると考えられます。

きまると思うのでありますて、こちら
といたしましては、おそらく今おつし
やいました通り、組合の幹部もどうせ
組合員全部が選挙するわけでありまし
て、その組合員の範囲と共済組合員の
範囲とはほとんど百パーセント一致す
るはずだと思うのでござります。それ
ぞれ自由な立場で選挙せられますか
ら、共済組合の性質上適任者として組
合の幹部も出て来ることもありましよ
うし、そうでないものもあるかもしれません
と思つております。われくといた
しましては、どちらでなくちやいかぬ
とか、どちらにすべしというよろなこ
とまで言うわけにも參らぬのでござい
まして、公正に選挙された人によつて、
組合が組合員の総意を代表して適正に
運営をされることを期待しておるわけ
でござります。

いろいろなお話をあつたように承つておりますが、交付税の中でこれを考えるということになつて参りますと、不交付団体はやはり財政がそれだけゆたかであるから、これらの施設までもやらなくてもいいというように必然的に解釈して来るようになる。しかしこの制度は、単に今までの考え方のように、その一つの地方で限られたものではなくて、やはり社会保障制度の一環として考えることが正しいと思う。そう考えて参りますなら、当然これは交付団体、不交付団体というような差別のないような制度を私はとるべきではないかというように考えられるのであります。ですが、その点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

恩給その他こうした負担金は、市町村の一般財源として保証することが自治体のあり方として正しいあり方でないだろうか、こういう考え方で参つておるのであります。それで市町村の恩給組合につきましても、恩給組合の財源は一般財源でまかなく、といふ建前をとつております。この場合の共済組合につきましても、そういう趣旨でもつて一般財源として考えて行くのが自治庁として当然でないかということで、町村委会あたりの理解も頗つて参つておるのでござります。それにつきまして、現在的一般財源のうちにおきました、この経費は先ほどちよつと申しました通り、必要な経費を十分に測定して見てあるのでございまして、この法律によつて特別にプラスになつて行くという考え方ではないのでございまして、従来恩給組合の負担金として現に交付団体、不交付団体とともに負担しております財源の一部にやや取り過ぎの面もありましたので、その点を調整することによつて共済組合の経費に充てよう、こういうことで内閣係長会、町村委会あたりとも話がついておりまして、それから承認つておりまして、この法律の運用につきましては特に支障はない、こういうふうに考えておるのでございます。

これらの公務員諸君に對してこういふ
共済組合ができるておる。そしてしかも
これは一般財源といつても、國から交
付するといつても、一般の納税である
ことに違ひがないのである。従つて
厚生年金との差があるということは、
この制度自身が悪いというわけではな
いが、やはり何らか官尊民卑的な思想
にとらわれがちではないかといつても、
な非難が当然私は出で来やしないかと
考へられる。こういう制度を設けるな
ら、やはりもう少しこれについてではそ
うした面を考えたらどうか。それから
同時に、これと同じような制度である
国民健康保険がやはり財政上なか／＼
赤字で困つておるということあります
す。これらの問題は、国民健康保険が
掛金でなくして、今日は税金のような
形で収上げられておる。それにしても
なおかつ財政的にも実質的にも十分の
ものであるとは言えないというような
形ができるて來ておるのであります
が、この間の調整を自治府としては一体ど
ういうふうにするお考へであるか、も
う一應聞かせておいていただきたいと
思ひます。

もそらした理想的な保障制度の体系ができ上つておれば、それの一部として吸収されて、当然統一されてやつてよいという考え方なのでござります。しかししながら、今日の段階におきましてはそこに多少の食い違いがありますので、自治庁といたしましてはさしあたりの経過的な措置として市町村の職員、特に警察職員なり学校職員あるいは府県の職員と不均衡な一般職員についてだけ、公務員として均衡のとれた制度を考えざるを得ない。いわば局部的な不均衡をとりあえず是正しておかなければならないという考え方でこの制度をとつたのでございまして、国民全体の社会保障制度がすみやかに樹立され、全体としての調子の高い制度ができるることを期待もいたしておりますし、自治庁といたしましてもそういう方向に向つて、制度の面におきましても、あるいは運営その他の実施上の面におきましてもできるだけの協力をしなくもやならない、こういうふうに考えておるのでございます。

な町村に対しても、私はそういう影響を及ぼさないのでないかといふうに考える。従つてこの制度を今日どうするというよりも、むしろ健康保険組合が完全にやつて行けるような制度を打立てて行くことの方が私は急務でないかと考えておる。しかしこれについてもいろいろいきさつがあつて、予算編成の当初にはそれらの予算をあまり政府は見ていないかったようであるが、社会の反響で大体去年と同じような予算の組み方をしておるようでありますけれども、これは厚生省の関係であるからといって、私は自治庁もこれを等閑に付しておるわけにも行かないと思う。やはり市町村の非常に大事な仕事の一環としてこれを見るべきであると私は思います。従つて自治庁としては今日の健康保険組合に対して、これは厚生省の所管であるから厚生省にまかしておけばいいというようなお考えであつてはならないと私は考へる。しかも一方においては保険税というような名前をつけた税金で取立てております以上は、自治庁がこれに全然関知しないわけには行かぬと思いますが、これらの点について自治庁として、今の国保を何とか育成して行くといふような腹案でもござりますならば、この機会に聞かせていただきたいと思ひます。

○塙田国務大臣 実は、この御審議願つております法案が閣議において最終決定を見ますまでには、おそらく御承知でいらっしゃると思いますが、本日床次委員から、またただいま門司委員からお尋ねいただいておるところの

氣持からスタートしておると私も考
るのであります。私としてもその考
え方には決して異論はないというよ
うに考えておるのであります。従つて
に考えておるのであります。従つてお
られた職員についてこの措置はいたしま
すけれども、その他の一般的な問題か
ら、さらには御指摘の健康保険組合の問
題につきましては、私も厚生省の問題
であるからということで、ほおつてお
くということになしに、今後も努力を
いたしたいと考えるわけであります
が、ただ、だいしまのところいろいろ
妙案があるといふよくな妙案を持ち合
せておりませんので、結局経済の実態
というものをよく検討して、どうしてお
も成り立たないものを国家的に考へ
て、財政措置をして行きたいというう
とになるのではないかと考えておるわ
けであります。

立たない場合には國の方において國家的補助等も考慮しなければなるまいと。いうのが御答弁の要旨のようござりますけれども、私は國の補助も大事であるが、しかし國民健康保険に関する限りにおきましては、地方公共團體が相当の責任を持つてやつてもいいのじやないかと思う。この考え方を自治庁の長官がいふたる所によると、この点は大事なところ上げましたが、地方財政需要の中に当然これは一部見るべきものじやないかと思う。この考え方を自治庁の長官たる大臣がお持ちになつてゐるかどうか。そういうふうに考えて来て、あるいは國の方で國庫の方の予算だけで育成する考え方か。この点は大事なところだと思います。私は國保に関する限りはやはり地方公共團體にも相当な責任を持たせた方がいいのではないかと思う。現に國保をいろいろ運用いたしておりますところにおきましては、地方公共團體がこれに對して相当の補助を出しているわけで、そのため運用が非常にうまく行つてゐるのだろうと思うのですが、地方公共團體がそれに対する何ら深き関心を払わないようなところは、大体これは成り立つていなといふふうに考えるであります。

ば、國保のこときは地方のいわゆる自治事務の最たるものではないか、という立場において、先刻も御質問申し上げたのであります。その観点に立ちますと、國の補助を當てにして國保の育成をはかるという考え方について、私は、私はどうもそういうふうに大臣をお考えになつておるならばこれはどうないところだと思つてますが、この点大臣の御意見をもう一回伺いたい。

○塙田国務大臣 漠然と國からの補助と申し上げたのであります。必ずしも私は地方がめんどうを見ないといふような考え方で申し上げたのじやなくして、この場合には國、地方を含めた領持で言つたのであります。地方も一部負担してめんどうを見るという建前にしたらどうかという御意見は、先ほどお尋ねをいただいて私もその考え方の方が多いだらうというような感じをいたしております。これはやはり國もめんどうを見る、地方もめんどうを見る、そういう建前で、もし地方財政に不足があるならば、これは地方財政の措置をして、その方向に持つて行く、こういうふうに考えております。

○鶴谷委員 ちょっと簡単に……この制度につきましては全面的に養成をするのであります。これは年金の部分もあるようですが、年金がある以上ける将来も積立金というような計画があると思います。積立金が最高になつたときにどれくらいの金額になるか。その予想を聞かせていただきたい。

それからその積立金の運用をどうされるかというような点についても伺いたい。

いたつて三十五億。計上年度、これは保険數額上の年度ですから、約八十一年後の——ちよつとこれは常識に合わないかもしませんが、その計上年度になれば数額の計算上は三百五十五億、こういう状況でございます。

そこでこれの運用につきましては、数年後に數十億になるわけでございまして、これは相当慎重に考慮しなくもやならない問題があるのでございまして、特にこの共済組合法におきましてもその趣旨だけを明らかにする必要があるというので規定を設けまして、この七十五条に長期給付積立金についての規定を設けまして、この長期給付積立金は市町村共済組合の連合会で一括して管理をすることにいたしておりますわけであります。各府県の共済組合の連合組織を全国に設けまして、その連合組織網を下から積み上げる民主的な組織をとつておりますが、連合会で長期給付の積立金と罹災給付の積立金と両者を管理することにいたしております。

そこでその管理の方法は、連合会がきめることになるわけであります。一応その趣旨を法律に書きまして、この積立金の管理は確実かつ有利であるとともに組合員の福祉の増進または市町村の公共の利益に資するよう運営しなければならないと運営の方針を掲げまして、あくまでもこの相当な資金は関係者に還元するということで、組合員の福祉のためか、あるいは雇用者になる自治体のために使ら、こういうように目的を限定いたしまして、そういうしてこの金を遺憾のないように運用いたしたいと考えておるのでございま

す。そこで具体的に、しかばどういう事業をどうやるかという問題は、連合会において定款でもつて操作の運用方針をきめることにいたしております。われ／＼といたしましてもあくまでもこの資金を地元に還元する、こういう建前でいたしたいと考えております。

○熊谷委員 承るところによりますと、数年後には何十億かになる、八十年の後に数百億になるというような話でありまして、私どもの計算からすると少くとも八十年後でなくとも最高額に達するのじやないかと思ひますが、その計算をしつかりしていただきのと、私が心配するのは積み立てた金がすぐ大蔵省の方へ持つて行かれる危険性があるのじやないかと私は思ひます。従いましてそういうことのないよう、ほとんど組合員の利益のために積極的にその福祉の施設に使われるよう運用されるように御注意を願いたいのであります。また後にお聞きするかもしれません、その点だけ一応御注意を願います。

○北山委員 私は今の問題だけお伺いしますが、今の保険経理のことは、やはり案の審議に非常に重要なと/orいまでの、ただいまお話をあつた資料はみなに配付されてござりますか。もしぬければ、それを配付していただきたい。同時に今後の積立金等の運営につきまして、ただいま御質問があつたわけあります。参考になりますのは、現在の恩給組合の積立金をどういうふうに運営しているか。どれくらいの金額になつてゐるか。それを自治庁で把

握しておられますか。わかつていてるならば、その状況をお伺いしたい。

それからまた市や町村有の物件の火災共済の積立金がどのように運営されて、われ／＼といたしましてもあくまでもこの資金を地元に還元する、こういう建前でいたしたいと考えております。

○熊谷委員 承るところによりますと、数年後には何十億かになる、八十年の後に数百億になるというような話でありまして、私どもの計算からすると少くとも八十年後でなくとも最高額に達するのじやないかと思ひますが、その計算をしつかりしていただきのと、私が心配するのは積み立てた金がすぐ大蔵省の方へ持つて行かれる危険性があるのじやないかと私は思ひます。従いましてそういうことのないよう、ほとんど組合員の利益のために積極的にその福祉の施設に使われるよう運用されるように御注意を願いたいのであります。また後にお聞きするかもしれません、その点だけ一応御注意を願います。

○小林(与)政府委員 今、長期積立金の資料に因しましては、すぐに配付いたしたいと思います。それから今お尋ねの類似の恩給組合その他の組合の資金の状況でございまして、実はこれに類似のものは、一つは府県の職員の共済組合、それから町村の職員の恩給組合でござりますが、府県の職員のを御参考に申し上げますと、大体二十三億の金額に上つております。町村職員の恩給組合は、これは全国集めれば六十億ぐらいにならうかと思つております。ただこの金額は県各府県単位になつておりますが、大体一県一組合平均が一億四千万円程度、やはり案の審議に非常に重要なと/orいまでの、ただいまお話をあつた資料は運営をいたしております。まとまらない運営であります。

○北山委員 私は今の問題だけお伺いしますが、今の保険経理のことは、やはり案の審議に非常に重要なと/orいまでの、ただいまお話をあつた資料は運営をいたしております。まとまらない運営であります。

○小林(与)政府委員 今、長期積立金の資料に因しましては、すぐに配付いたしたいと思います。それから今お尋ねの類似の恩給組合その他の組合の資金の状況でございまして、実はこれに類似のものは、一つは府県の職員の共済組合、それから町村の職員の恩給組合でござりますが、府県の職員のを御参考に申し上げますと、大体二十三億の金額に上つております。町村職員の恩給組合につきましては、そういう金がございまして、これは正直に申しまして、われ／＼一般的な検査権以外はありませんが、地元におきましてやはり長期有利な方法をとるとともに、各町村の一時の借入れその他のために相当活用いたしてあるのが事実でござります。実はこの問題につきましてやはり長期有利な方法をとれていますが、これが中止にまた還元をしてはかの方面に使われているんじやないか。恩給組合の資金についてこらいうふうに思うのであります。従つて今度共済組合ができると、やはり同じような結果になるおそれがありますから、先ほど希望がつきましては、保険に関する組合があつまつとして、そこでこの町村の恩給組合につきましては、これをむしろ総合的に運営しての監督の問題でございますが、これは現在の地方自治法によつてできた一部事務組合でありますので、地方自治法による一般の町村に対する一般的の委員会でもいろ／＼御意見のあります

な権限しか自治庁は実は持つておりませんで、財務についての検査権とかいふものは持つておりますが、積極的にこれをとやかくするという意味の指揮権は、現在ないのでございます。

そこで一府県当たりの資金につきましては、それ／＼の恩給組合が管理をいろいろ適当に考へておられるはずでございまして、われ／＼といつたしましては、それ／＼の恩給組合が監督する権限がないのかどうか。権限があるとすれば、その実態は把握されておらなければならぬのですが、その運営状況は今後の共済組合の資金、積立金等の運営に非常に参考になると思ひますので、その点をあわせてお答えを願いたい。

○小林(与)政府委員 今、長期積立金の資料に因しましては、すぐに配付いたしたいと思います。それから今お尋ねの類似の恩給組合その他の組合の資金の状況でございまして、実はこれに類似のものは、一つは府県の職員の共済組合、それから町村の職員の恩給組合でござりますが、府県の職員のを御参考に申し上げますと、大体二十三億の金額に上つております。町村職員の恩給組合につきましては、そういう金がございまして、これは正直に申しまして、われ／＼一般的な検査権以外はあります。そこで従いまして、適正な運用をやつてそれを生かして使うという方向に持つて行きたいと考えておつたのでござります。

町村職員の恩給組合につきましては、そういう金がございまして、これは正直に申しまして、われ／＼一般的な検査権以外はあります。そこで従いまして、適正な運用をやつてそれを生かして使うという方向に持つて行きたいと考えておつたのでござります。

○北山委員 ただいまのお話で、恩給組合の各府県ごとの資金の運用等につきましては、自治庁でこの実体をよく把握しておらないようあります。実際は府県によつて違つてあります。それが必ずしも職員の福利厚生とか、あるいはまた地方公共団体の方の資金運営は、おそれがありますから、先ほど希望がつきましてやはり長期有利な方法をとれていますが、これが中止にまた還元をしてはかの方面に使われているんじやないか。恩給組合の資金についてこらいうふうに思うのであります。従つて今度共済組合ができると、やはり同じような結果になるおそれがありますから、先ほど希望がつきましては、保険に関する組合があつまつとして、そこでこの町村の恩給組合につきましては、これをむしろ総合的に運営しての監督の問題でございますが、これは現在の地方自治法によつてできた一部事務組合でありますので、地方自治法による一般の町村に対する一般的の委員会でもいろ／＼御意見のあります

地方債金庫というような問題もあるわけあります。従つて、これまで補助をするといふ建前になつておつたわけあります。そこで、都道府県の平衡交付金の中に算定されたりにやつておられるかどうか。その実態をお伺いしたい。

○小林(与)政府委員 実は恩給組合は、お尋ねの通り最初民間団体という形できて来たものです。から、府県の方からも補助をしておつたのでござりますが、恩給組合法をまとめて以来、これは町村の固有の経費として見るのが当然じゃないかというのでござりますが、恩給組合法の中のみなまとめたところにいたしましたのであります。

そこで実は一部の交付団体をめぐつて何とか道がないかという問題が、ここ二、三年間町村会との間にすいぶん議論があつたのでござります。それで從来町村が出しておつたようなものに急激な変化があつて、町村で非常に負担に困るというようなものにつきましては、特に特別交付金の方で考慮をするといふ扱いで、その間の調整をはかつて参る。それから町村の方の一般交付金で見る場合におきまして、できたら府県の段階で関係の経費が恩給組合の方にそのまま入るよう、平衡交付金の一部を恩給組合においてかりに受領する方法がないだらうかという問題もありまして、いろ／＼財政部あたりなり会計検査院とも技術的に研究した結果、恩給組合の負担金に該当するものは、ところによつて話がつけばそのままそれ／＼委託の形をとつて府県の段階でまとめて、組合に受領できるよ

うな道も実は聞いてあるのであります
て、今日におきましては、どうやらお
ちついて動いておるのじやないかと考
えております。

○中井委員長 もよつとこの際理事の補欠選任についてお諮りをいたします。すなわち、委員の異動に伴い理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと思いますが、これは投票の手続を省略し、委員長より指名するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中井委員長 御異議なしと認め、佐藤規弘君を理事に指名いたします。

○中井委員長　小結をお詫びいたしました。
す。地方財政再建整備法案審査小委員會
も同じく委員の異動に伴い欠員を生じ
ておりますので、その補欠選任を行ひ
たいと思いますが、これまでの委員長と
り指名するに御異議はございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○中井委員長　御異議なしと認め、同
小委員に佐藤親弘君、阿部五郎君を指
名いたします。
午前の会議はこれをもつて中止をいたし
たし、午後二時半より再開をいたしま

午後三時三十七分開議
○中井委員長 午前中に引継ぎ会議を開きます。門司亮君。
〔委員長退席、佐藤（親）委員長代
理着席〕

て來っているのですが、自治庁の権限はある程度出ておるのでございますが、これの類似の制度として国家公務員共済組合、私立学校共済組合、健康保険組合等がありますが、それらから見るとずいぶん違うのであります。この制度がほかの共済組合制度と違う特色と申しますと語弊がありますが、違う一辺は、できるだけ自主的なものにしなければならない、という考え方で、最小限度にとどめようというので実は出しましたことがあります。ただ先ほども北山委員からもお話をありましたか、市町村の恩給組合法とは多少違つております。その考え方は、恩給組合法は自治団体の連合組織でありますので、一般市町村に対する制度と同様の制度にして、ほとんど特別な制度は全然扱つておらぬのであります。共済組合になりますと、市町村とともに市町村の職員が構成員になつておりまして、相当多額の金を扱い、しかも仕事も重要な問題でありますから、他の共済組合や健康保険程度にまで強くする必要はこうもありませんけれども、最小限度の監督の規定がいるのではないか、そういうのとどめたのであります、ほかの制度から見ると大分少いのでござります。

○小林(与)政府委員 現地の検査権と
いう問題が、報告を調査するだけではな
い。見ゆるまことに、二月上旬にこの
点は少し行き過ぎぢやないですか。要
するに長官は報告を求めるという程度
で、これが実際問題としていいので
はないか。そうしてこの場合に聞いて
おきますが、地方の自治体の監査規定
はどうなります。

ばせるという必要が一般的に考えられるのでありますて、この点は監査委員の権限の問題として、一般的の制度としてわれへはどうしても考慮しなければならない問題だらうと思うのであります。自治法の改正の場合にもその点はぜひ考慮したいと思って、せつかなく研究中であつたのでございますが、この次の機会にはぜひそういう問題も一般的に考慮する必要があらうと考えております。

ばせるという必要が一般的に考えられるのであります。この点は監査委員の権限の問題として、一般的の制度としてわれくはどのようにして考慮しなければならない問題だらうと思うのであります。自治法の改正の場合にもその点はぜひ考慮したいと思つて、せつかく研究中であつたのでござりますが、この次の機会にはぜひそういう問題も一般的に考慮する必要があろうと考えております。

避けて、自治体自身の内部でこれが十分にやつて行けるようになりますが私はいいと考えております。この点については、今のせつかくの御答弁でありまするが、私どもいたしましてはそれをただちに了承するわけには行きません。

それからもう一つお聞きしておきたいと思いますることは、この問題でいろいろな問題が起つて参りまする場合における審査の規定でありまするが、審査の規定がここに六十日と書いてありまするが、この日にもが長いか短いかとありまするが、これは何か最初は相当短かつたものを、私どもの仄聞するところによると、自治庁は考え方だんくありまするが、これは何が最初は相当短いと思いますが、これについては、一体どうして適當であるかということを、もう一応はつきりお答えを願つておきたいと思いますが、これについては、この法律を書かれる間にいろいろ異論があつた場所じやなかつたのですか。

○小林(与)政府委員 今のお尋ねの八十三条の共済組合の審査会の審査の六日といふのは、実はこれはあまり問題はなかつたのでありますて、現在の国家公務員の共済組合の審査会におきましても同じような制度になつておりますて、それをそのままとることにしましたのであります。おそらくは今の問題があつたと申しますのは附則の二十二項の問題ではないかと存しております。例の健康保険組合をやつておるものがこの新しい共済組合に乗り移るか、乗り移らぬか、こういう問題につきましては組合の方にもいろいろ御意

見がありましたので、その問題じやないかという気がいたします。

○門司委員 もう一つ聞いておきたい

と思いまることは、この組合の問題点にあげられておりまることは、今まで持つております連合会といいますか、

共済組合法のできない前に市町村で内規的にあるいはさうした制度を持つておるもののが私は多少あると思う。従つてそれらの権利との関係は一体どう

いうことに考えられておるか。もしそ

うなら、その点をひとつ御説明を願つておきたいと思います。

○小林(与)政府委員 今お尋ねの点は、実はこの法案の立案の過程におきま

して、一番わざく問題にいたした点でありまして、それから立案過程で各

省、特に大蔵省との折衝においても問

題になるし、逆に社会保障制度審議会

においてもその点は問題になるし、ま

た内部的には組合との関係においても

実は問題になつた最大の点でございま

す。そこでこの法律の考え方といたし

ましては、共済組合制度をつくるのな

ら、社会保障制度審議会でも建前上

一般の社会保障との関係上望ましく

ないけれども、もし自治庁の立場とし

てやむを得なければ、国の共済組合制

度と同一のきみつとした例外のない制

度をとるべきじゃないか、こういう意

向が技術的に社会保障制度審議会からも開陳されましたし、大蔵省の方でも

そういう趣旨の意見がございふん強かつたのでござります。しかしながらわれわれの考え方といしましては、そうでもなしに、この法律をつくるのは、一

般の市町村で全然放置されておるど

ろの職員に対して、最小限度の府県公務員その他警察職員なり、教育職員並の共済制度を確保しようというのがわれわれの趣旨であります。何もそれ

に全部くぎづけにする必要はない。

個々の、今お話をありました通り、健

康保険組合をそれなく資力のある団体

がつくつております。その資力の

個々が経費を負担しておる場合がありま

りまして、國の共済制度より以上

の有利な条件で健康保険制度を運用し

ておりますところが少くないのであります。

そのよいものをこの制度に固一する

必要は一つもない。自力でやつてお

るものは地方自治の建前からいいまし

ても、多少給付のいいものがあつて

も、それを下げる必要がないと同様

必要は一つもない、そういうのがわれ

われの基本的な態度なのでございま

す。

そこでそのうちの第一番の問題は、

実は健康保険組合では例の附加給付と

いう問題がございまして、法律できまつておる給付より以上の給付を組合規約で定むるところによつて自由にやり得る、こういう道が一つ開かれておる

のでござります。その附加給付と申しますのは、一般に國の共済制度と健康

保険組合との差を充足するのが附

加給付であります。一部の富裕な団体の行い健康保険組合では、それ以上

の給付を現にやつておるところがある

のであります。そういうものをどうす

るかという問題が一つ。

それからもう一つは、健康保険組合の組合の負担金の割合が事業者と職員とが半分々といふのが法律の建前であります。それが、これも組合規約の定むる

期給付もやれば、年金に当る長期給付

ところによりますと、事業者側においてよけい負担することができることになつておるのであります。場合によつては短期給付、療養保険給付だけを自力でやり得る、こういうふうにこの道も割と自由にふくらみを持たせまして、組合の職員の意思でもつて独立してやり得るとあります。

そこでその次は今の附加給付の問題であります。

いま一つ申し上げますと、共済組合の組合員になる範囲と、それから健康保険組合の対象になつておる範囲とが

また規定を置きまして、従来健康保険組合で附加給付をやつておつたもの

が、新しい共済組合に転換いたします

が広いのであります。共済組合になると、狭くなるおそれがある、その問題をどうするか、実はこの三点が根本的に違ひ得る問題なのでござります。

そこでその扱いをやるのに、まず第

一番の問題は、すべての健康保険組合を強制的にこの法律に入れるか入れぬ

かという問題であります。これは先ほど中しまして通り、最小限度保障す

ればいいのであつて、それなく自立て

きる有力な団体が自主的にやろうとい

うまでのまでを、強制的に組合に入れる

必要がないのであります。そこで附則の二十一項に規定を設けまして、現に

この健康保険組合を組織しておる市町

村で、組合員の過半数の同意があつた

場合におきましては、この共済組合制

度によらずに、自力で引続健康保険

組合をやつて行くことができる、こ

うい道をまず第一番に開いてあるので

あります。その場合に、全然この制度

によらずに、みずから療養その他の短

い道でありますから、二十七項で、從

来健康保険の被保険者であつたものは、引続いてこの共済組合の対象にな

ります。それはよくつては、これはちょつと

前後しますけれども、二十七項で、從

来健康保険の被保険者であつたもの

をとつておるのでござります。

それといま一つは、組合員の範囲の

にいたしてあるのでござります。それ

を特に附則に書きましたのは、一般的の制度といたしましては、これはや

り国及び府県を通ずる制度に合せてお

くことが適当であると認めまして、

一般的な制度は府県並、國家公務員並にするとともに、そういう特殊例外的な扱いをしておるものは、附則でもつて全部救う、そういう措置をとつたのでござります。

それからその次は今の附加給付の問題であります。これがどう調整するか、この二点が実は根本的に問題になつておきます。

そこでその次は今お話をありました通り、この共済組合制度では全部建

て三対二、きわめて例外の場合にお

いては三対一というふうな割合で事業

者側が経費を負担しておる場合がありま

す。

○門司委員 経過措置は一応それであります。ですが、その場合の國の財政的の関係ですが、今度出す交付税ですか、これとの関係はどうなりますか、そ

ういう一般的な組合に入らない場合、

自やれる場合の市町村は、交付税の

必要経費についてはどうふうに大

体當局は見ておられますか。

それといま一つ負担金の問題でござりますが、それは附則の二十九項でそ

の規定を設けまして、町村と組合員の

負担が町村が非常に多くなるという

場合におきましては、これも引下げる

必要はないし、町村が自主的にやり得る

といふものはそのままにしておいていいのでありますから、引続いて二十九項でもつて、同様によけいの部分を市町村が負担し得るという建前をつくり

等にやる、これが建前をとつており

○北山委員 地方自治法の改正について
てます二、三お伺いします。まず第一に、先般警察法が通りましたのであります。が、あの最後に修正案が出たわけであります。修正案の関係でもつて、この地方自治法の一部改正にも多少は影響があるんじゃないかと思うのであります。ですが、あの修正案に伴う地方自治法の一部改正、これの修正の方は必要があるまい、こういうようなことでござりますか。

○小林(与)政府委員 これは実は一つの問題点でありまして、今度の自治法の改正で警察法の改正に伴うものは、まあ実は実質上の問題は警察法で全部解決をしておりまして、むしろ技術的な整理、こういったふうに考えておるものであります。法律の建前としてはもちろん一貫しなくちやならぬりくつであります。が、必ずしもこの自治法の改正がなければ警察法が動かぬわけではなれば、こうらのが一般的な考え方であるわけでございます。しかしながら度の建前としては合せるのが一番筋であります。そして、その面からいたしまして、今度警察法が国会で修正になりますと、そのうちで特に問題になり得るのは、本文の五大市に市警察部を置く組織にする、こういうことになります。と、今度の自治法の改正では、たゞ公安委員会といふものは全部府県に置くという建前になつております。市にそれを置くという道が開いていかなければ、この一年間だけは開いていかなければなりません。それでどうした

部分は少くとも何か技術的に調整をつ

部分は少くとも何か技術的に調整をつけるといふことが、理論としては当然の筋だらうと思うのであります。それともう一つは、実質的にやはりどうでも考えた方がいいと思われるの、自治法の改正のうちで、例のリコールの規定がございまして、リコールの場合に、選舉権を有する者の範囲が、五大市の場合はその市の区域、府県の公安委員会の場合はそれ以外の区域、こういふふうに読みわけなければ実は法律が讀めないわけであります。それですから少くともその部分は、実質的にもしそういう問題が一々起り得るわけでありますから——解決しなかつたなれば、これは動きがつかぬという面が出て来るわけです。どうしても動きがつかぬという面が実は二箇所今調べてたなところではありますて、あととのところは形式的な規定の整備でありますて、「まだあるぞ」ありますて、いずれにしろそういう意味で、技術的にはこわを何かするということは、もう少し私の方でも調べますが、考え方なくちやんならぬだらうと思つております。

形態の要件の方を従来のように非常に

形態の要件の方を従来のように非常に非常に融通性をつけて、いわば大目に見るといいですか、その運用の妙を發揮されまして今後ともおやりになるということになれば、三万を五万にしても七万にしても、それはど大した意味がないといいますか、人口の上で五万だけをかき集めれば——三万よりはむずかしいかもしれません、その他の要件のプレーがかかるなければ、それほどの意味がないように思うのです。そこでその他市の要件というものを、今後どういうふうに取扱われるつもりであるか。まあ従来とも必ずしも法に違和感したような処置はしない、法の解釈とし得る範囲でうまく運用されておるというようですがございましたが、やはり実際は、いろいろ聞いてみますと、これは相当運用の妙を發揮されているようですが、今後ともそのようになるということになれば、人口要件をきびしくするということが、して意味をなさなくなるんじないかと思ひますから、ひとつその点を、今後の方針等につきましてお答えを願いたいと思います。

程度市街地の状況なり、あるいは産業

程度市街地の状況なり、あるいは産業構成なりといふものは法律に書いてあります。これを無視しておるわけには全然ないわけになりますが、人口が五万になれば、たとえば全戸数の大割というのも五万の六割ということになります。これは実質的に当然にござります。それから今までと同様な、実質上からぬものによつてやるかといふわけには当然に参らぬだらうと思うのでござります。それでありますから、実事ト行なわれますのは、現在のような形でつづつておる市は、現在の人口の要件の場合においてしか許されぬであります。そして、もし五万になれば、現在できてるような市は実事上できなくなる、こういうふうにわれ／＼は考えております。

公安委員として、県のリコールが行わ

○公安委員として、県のリコールが行われるのか、あるいは市が市会の同意を得ております以上は、市でその二人だけについてリコールができるのか、それはどちらにリコールの権限があるのか、はつきりしておいてもらいたい。
○小林(与)政府委員 これは現行法で言えば、県の公安委員会ということになりますから、県だけの形でリコールが行われ得るということに一応なるのであります。立派的にどうするかという問題が一つの問題として残りますが、現行法の解釈から行けば、自治法をこのままにしておけば、当然その県の公安委員会だから、任命の方法が違うというだけであつて、あくまでもリコールは全部、こういうふうに理解せざるを得ないと考えております。

弁のようなことがあてはまるかと思ふけれども、實際は市会限りでこれが決定されておる。そこに今のような問題が起るのであります。この点については、あとでひとつ小林君によく研究して答えてもらいたいと思う。

そこで今度は大臣に一応聞いておきたいと思いますことは、これは大臣にはしばら申し上げておりますので、私はそうやかましいことは言わなくてもいいと思いますが、自治法の改正と、それからさきに通つておりまする警察法の改正とは、非常に大きな関連性を持つてゐるのであって、地方制度調査会が答申をいたしましたあの答申案に基く自治法の改正が行われるといたしますと、五大市を始めとした市町村に対しましては、かなり大幅な権限が委譲されることになつて来る。それによつて、その中には多くの警察署の行政部門に属する権限が市町村に委譲されるのではないかということが考へられる。こういう形になつておつて、ことさらに市町村の自治警察といふものが必要になつて来る際に、無謀にも——私に言わせれば無謀だと言つた方があつてはまると思つんだが、無謀にもこれを県に取上げようとしておる大きな矛盾がありますが、この矛盾の点に対し、大臣は一体どういうふうにお考えになつておるかお聞きしておきたい。

○塙田国務大臣 これはおそらく警察法の審議の過程において、しばら担当の國務大臣もしくは政府委員からお答え申し上げたと思うのであります

が、私の自治府長官としての立場では、今までの警察制度が過去何年間かの運用の実績にかんがみて、どうもつ

まく行かない点があるというので、それを頭に置いて、その点が是正できるようにこれを直して行く。そこで御指摘のように、いろいろな現在ある地方制度そのものについての考え方、それからそういうものを基礎にして、地方制度調査会などで考えられておつた考え方、そういうものと新しくできた警察制度といふものと、多少調和のしにくくなつておる点ができておると私も思つてます。そういうふうな改定の意見が最終的に決定して、警察の制度はこれで行くことになれば、自治法の方は、その考え方を前提に置いて、今までの法律、それから今まで行つておつたいろいろな考え方、そういうものを十分に調和のとれるように整理をして直して行く、こういうようにせざるを得ないだらうとは考えておられます。

○門司委員

これは自治体にとつては非常に重大なことでありまして、警察権がだんらんして中央集権になつて来る形を示して参りますと、地方行政といふものが、これまでだんらんして官治行政の形を現わして来るということに大体解釈ができるのであります。そのため、財産区の規定は、今お話を通り知事が出て来る場合に、何か調停する必要があるといた場合に、何か裁定をするという規定を入れてあるのでござります。この意味は、自治行政のあり方というものがだんだん中央集権的になりつつあるのでないかといふことが実は考えられておるのではないかと考へたいと考へておきたい。

○門司委員

われらがそういうことを一応聞いて行きたいと思いますこと

を

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

お

は使わず、新町村一体となつて使うようになる方法を考えるとともに、その間における調整措置として、不均一の賦課ということも考えたのであります。こうした一連の問題の解決策として、両者の間がうまく調整をとつて行くためには、何か間の人がいるのじやないかというので、実は知事が出て來たのでございます。それがそのあと財産を处分する場合などでも、これはまことに異例な措置でありまして、現在の自治法では財産を处分するのに、知事の許可なんといふのは何もないのですが、一面におきまして林野の処分が、合併をめぐつてしばしり行われまして、ずいぶんやかましく言つておるのであります。なおかつ問題があり得る。そういう意味で、これはわれくといたしましてはまったくいやな規定でありますけれども、最後の保障として最小限度でいうことをやつて、全体の財産の管理の適正を期するということを考えざるを得ぬじやないかというので、この規定を入れたのです。大体そういう考え方でこの規定が設けられたのであります。中央集権とかその他のそうしたような意味合いは全然ございませんので、この点はひとつ御了承をお願いいたしたいと存じます。

考へ方は毛頭ないのであります。しかし、どうも申し上げましたように、現実に運営をしてみて、支障のある部分については、大きく自治という精神をくすぐすと、そういうことでない限りは、やはり運用に便利なようにして行くということの方が、財産保全の観点からもいいのぢやないか、こういう考へ方をいたしでおるわけであります。

○門司委員 私が心配していますのは、自治庁の考へ方は非常に安易な道筋を辿り、そこにはどこまでも「手」でありまして、先ほども申し上げましたように、現実に運営をしてみて、支障のある部分については、大きく自治という精神をくすぐすと、そういうことでない限りは、やはり運用に便利なようにして行くということの方が、財産保全の観点からもいいのぢやないか、こういう考へ方をいたしでおるわけであります。

は往々にしてこういうことであります。今日いわゆる町村の部落有財産といふものが、そういう形でまだ残されておる。従つて私はどこまでも自治行政の改正は行き過ぎである、こう解釈する。ことに二百九十六条の六に「都道府県知事は、必要があると認めるときは、財産区の事務の処理について、当該財産区のある市町村の市町村長、特別市の市長若しくは特別区の区長に報告をさせ、若しくは資料の提出を求め、又は監督することができる。」こう書いてある。この規定は、これはまったく財産区に対しても知事の監督権を認めておる。これはほんとうの行き過ぎだと私は思う。一体ここまでどうして認めなければならぬか。よけいなお世話じやないですか。これは明らかに自治庁のものの考え方が、やはり中央集権的のものの考え方があるからここに出て來るので、「必要があると認めるとき」というのは、一體何です。紛争があつたとか、あるいは提訴をされたとかいう場合に、これの解決の方法を知事が査定するとか何とかいうならまだ話はわかる。いわゆる当該市町村ではどうもうまく行かない。そこで一応知事さんに相談しようじゃないかといふことで、知事がこれを査定するといふことは間違ひございません。その一つの区域の中の地方の自治体の紛争に対しても、やはり大きな団体がこれに仲介をするということは、社会通念としては考えられる。がしかし、ただいまなりここに、都道府県知事は必要があると認めるときは、これの資料を提出

○小林(与)政府委員 技術上の問題もありますので、その点は私から御説明申し上げたいと思います。実際この財産区の規定は、今度かなり精細にいたしましたのでありますて、これにつきましてはわれ／＼としても、現行法のままで済むものなら済ませたいと考えてございますが、実は財産区の概況を調べたものを資料として提出しておきましたが、既存の財産区は、これほどどちらかと申しますと、御承知の通り明治の初めの町村合併の際の旧部落が、そのまま財産区になつているのでありますけれども、今度の大合併におきましては、あとに市町村有林野に関する調べも、ちょっと手元にあつたものをお配りしておきましたが、きわめてたくさんの大百町歩、千町歩を越えるような大きな林野を持つてゐる町村も実はあるのでございまして、この町村の持つているものを、合併の際どう解決するかということが、一番われ／＼の悩みの種だつたのでござります。

あるいは町村に対しても補助あるいはその他の財政的な援助といふか、たゞえれば交付税等もその一つの仲間でございましょうが、広くそういう関係を持つておるのであるから、従つてこれらに對して國がある程度の調査あるいは資料を提出させるということは、一応うなづけるのであります。しかし財産区の問題はまつたくそういうことは關係がないのであります。府県とは何も關係がない。しかももし財産区の問題等について処分の不適當その他のございますならば、これに對しては地方住民が監督する権限を持つてゐるはずだ。従つて私は自治の本来の建前から言うならば、地方の住民の監督権限の必要がもしここにあるとするならば、これを規定した方が私はまだ問題がはつきりして来ると思う。いわゆる不当なる处分についてはこういうことを当該住民はやることができる、つまり自治法にあります監査の請求権を持つております。やはり監査の請求権等がここに適用されて來ることの方が望ましいのであつて、財産区と県は何にも關係がないのであります。その關係のないところに、知事が必要があると認めると、知事がどうしても上位に置かれているといふものの考え方だらうと思う。この自治法の考え方方はけしからぬと思う。もし自治法がそういうものの考え方をしてゐるならば、自治法をさつそくとりかえてもらわなければどうにもならぬものの考え方だと思ふ。従つてその次の第二項には何を書いていいのかといえば、職権によつてこれを裁定できるとまで書いてある。当事者の申請に基いてこれを裁定するといふな

らまだわかるのであるが、職権においてこれを裁定するということまで書いてある。これは知事の権限の行き過ぎだと思う。どうして一体こういうばかりかしい権限が知事にあるのですか。知事が何ですか、内閣總理大臣といえどもこんな権限を持つていいでしょう。これは自治庁のものの考え方は少し行き過ぎではないか。知事というものがそれだけこの地方の財産区に対しても何も権限を持たなくともいいのである。いわゆる申請に基きあるいは提訴を受けた場合にこれに裁定をするという立場は、先ほどから申しますように、あるいは最小限度に必要かもしれないと思う。それとてもさつきから申し上げておりますように、地方住民の責任における監督の上でこれの解決はある程度できるはずだ。にもかかわらずこの二つの規定はまったく地方の自治体、いわゆる市町村の権限を認めない。知事が上級の官庁である、いわゆる県は市町村の監督官庁であるといふものの考え方から來た一つの行き過ぎだと私は思う。この点に対して一體どうお考えになるのですか。これは確かに行き過ぎだと思うのですが、一休行き過ぎでないとお考えですか。

ございまして、これは御案内の通り町村の合併自体でも知事が最終の決定権者になつておりますし、それから先ほどもちよつと申しました一般の町村の財務についての検閲権につきましても、内閣総理大臣が持つておると同様な権限を都道府県知事が持つております。その他都道府県知事は、市町村の事務につきまして指揮監督権を完全持たないわけではありませんで、委任事務等につきましてはみな保留されて自治法でも規定されておるのでござります。そこで財産区の問題につきましては、先ほど申しました通り財産区と財産区に属する町村との間ににおける利害の調整につきまして、非常に問題がデリケートでいろいろ議論もあるし、現に問題の起きている場合も少くないのです。いまして、特にこれから、今申しました通り多くの林野をかかえておる町村の合併を円滑に進めまして、安心して合併をするとともに、しかも全体として円満な町村の行政をはかつて行くということのためには、最小限度その地方をまとめておると申しますか、まとめておる団体の長である知事に、ある程度の権限を持たせておくといふことは必要な規定であるうといふ考え方方に立つておるのでござります。現に今知事は何も國の官吏でもありますし、公選された地方の公務員でもありますし、地方全体の住民の与望をなつて行政をやつておるわけでありますから、特に官僚的な統制とかいうよう的な問題があるとは考えておりませんので、要するに財産区の問題が円滑に行くように、最小限度の保障を確保しよ

○門司委員 私は自治法に書う知事が市町村を監督するということは、これは段階的の一つのものの考え方か、現行自治法の中にもあるわけあります。しかしそれは大体國の委任した行政事務に限られているはずではないですか。それらのものについては、都道府県にあつては主務大臣が監督をし、あるいは市町村にあつては知事が國の一つの委任の事務として、これを指揮監督するということは私はあり得ると思う。しかしそれ以外のこういう全然独立した一つのその町村内の固有の事務というよりも、むしろその市町村内の一つのできごとにすぎないのである。これは固有の事務であるかないかといふところまで行かないのです。それは單なる財産をどうするかという問題だけであつて、詳いかえるならば私有の財産といつてもちつともさしつかえない財産であつて、何も県のごやつかいにならなくて、市町村の住民の考え方によつてこれを十分処理することができるのではないか。従つて今度書かれておりますこの財産区の部分につきましても、あるいは現行の自治法の中にも財産区に対しても、これをどう処分して行くか、また運営していくかということ等については当該市町村議会にまかせるとか、あるいは財産区から議員を選んでそれに運営させるとか、あるいはそういうのがめんどうな手段がここに講ぜられておるはずであります。ここまで財産区というものについてきて、あるいはそういうものがめんどうな手段がここに講ぜられておるはずであります。

いっては自由にその運営等についてもあらう。もしかわらずただこの最後に来て、これは知事が必要のある場合には監督をしたり、監査をしたりあるいは申請があつてもなくとも、職権でこれを裁判することができるというような、こういふばかりらしい規定はどこにもないと思う。先ほども申しましてよううに自治法に定めておる現行の規定も、おそらく國につながりがあり、府県につながりがあるものについては、当然監督の権限も生れて来るでございましようが、いろいろの問題が出て来る。その場合でも、何ら提訴もない、申請もないものに対して独断でこれを裁判することができるというようなばかりらしい規定は、おそらく今度の規定が初めてだと思う。普通の行政事務と財産区の問題は私は違うと思う。これを同じに考えておるところに私は自治法の非常に大きな誤りがあると思う。自治の長官はこの点をどうお考えになりませんか。こういふ規定が正しいとお思いになつておるのでですか。私はこゝいう規定こそはずして行つて、そらしてたとい町村が合併いたしましても、その財産区に対しても、やはり旧町村の住民の自由なる意思に基いてこれを処置するというようなことが正しいと思う。もしこれを逸脱しておつた場合に、知事がこれを裁定するといふようなことがあっておくのならば、まだしもわれくは了承できるのでありますけれども、そういう規定を設けないで、いきなり

る。その次の条項は、申請があるうとなからうと、紛争をしておれば、強制的に職権で裁定ができるということであるから、これは実に行き過ぎた問題である。労働争議等でも強権の発動といふことがあるけれども、これも法律では限られております。一切の労働争議に対して、何も総理大臣が出て来てやるわけではございません。これはやはり公益その他というようなことで一応限られておる。そういう例外的のものがあるからといつて、これでただちに県知事にそういうばかりしい権限を持たせるということは、私は行き過ぎだと思う。だからこの点については、自治府の意見がどうあるとも、私どもとしてはこれ以上の質問はいたしませんから、ひとつ自治府長官は、こういうばかりしい、いかにも地方的の自治体であるかのときを感じ自治法の中に織り込むことは私は間違いだと思う。この点については私はどうしても不服するわけには参りません。

以上この点は質問いたしません。その他についてのこまかい質問が少しあるのであります。これは字句の範囲でありますから、大臣がおいでにならなくても私はさしつかえないと思いますが、ほかの方がある必要があるればおつていただきたいと思います。

その他のこまかいことについて私は一、二点聞いておきたいと思いますことは、今度の改正の中で、先ほど北山君からも聞かれたのであります。人口を五万とするということに一応きめられたということがあります。このことは地方制度調査会にもそういうことが答申をされまして、どうも最

近の市の単位が小さ過ぎる。従つてこれは大きくした方がいいのだということがで、五万という規定が設けられておる。ここで私どもが考えなければならぬことは、できたときには三万であります。市にいたしましても、二万内外の市がいまつたが、現在は非常に小さくなつた町あるいは市があるのであります。市にいたしましても、二万内外の市がいまだに存置されているところがある。これらに対しても何らか整理を加えられるお考へはございませんか。

○小林(与)政府委員 実は今お話を通り既存の市でそれほど大きくない市もあり現にあるのであります。特に最近は国勢調査の人口でびちつと押えておりますけれども、その法律の前は事実上まかしておつたのですから、国勢調査の人口から見ると一万五千という市もあるのであります。しかしそうしておつたものではみな三万を越しておるのではないかと思ひますが、これは正確には国勢調査をまたなければわかりません、そこでそうした弱小の市といふ市ではないかと思ひますが、これは正しくあります。しかしそうしておつたものではありません。しかしおそらくは実際の人口はみな三万を越しておることになりましょが、こういう市につきましてはわれくはやはり市自身を積極的に、かりにこれを五万とすることによってどうするかという問題になれば、現に市になつておるもの落すことによつてどうするかという問題になります。現に市になつておるもの落とすわけに参りませんので、そのままにしておきますが、今度の町村合併計画の一環といたしましては、その程度の市はみなわれくは町村と同様な考え方で立つて、そこへ町村を統合した方がいいと思うものはむしろ積極的に統合させて、全体として適正な市町村をつくりたい、こういう考え方でもつて臨んでおる次第でございます。

○北山委員 先ほどの質問を続けます。市の要件につきまして、実はこの

前に、この三月の末あるいは四月の初めにたくさんの市ができた。それを自らの要件が五万になるのだから、今のうちならば三万でよろしい、というふうに、どうも現地には伝つておるわけです。それがこの三月の末、四月の初めにかけてたくさんの中市が簇生をしたということに拍車をかけたわけであります。そこで私どもは今後についてちよつと心配をするのであります。が、さらに三箇月なら三箇月というよううな期限を置いて、そしてその後は五万であるというようなことを指導するとするならば、また同じような事態が起つて来るのではないか、これを心配するのであります。これらの点について一體どういうふうに指導なさるつもりであるか。どうでないと、やはりどうだけできて、ほかのところはできなければ、これは不均衡でありますので、全体として扱いを調整するためにも、そういう方針を実は明らかにしたのでございます。しかしながら、大体今日におきましては、たいていの府県におきましてはそういう考え方で、現行法のもとにおいて市になり得るところは、たいてい市になつておると私は見ておるのでございます。ただ今まである数府県は、実は全般的に町村の合併も進んでおらぬところであります。が、市の設置も絶無の県がかなりございまして、そういう点はほかの府県並のレベルにまで事が運ぶということだけの問題じやないと思うのです。その町なら町の態様がいわゆる市街地としての性格を持つておるかないかとおもねば、現に市になつておるもの落とすわけに参りませんので、そのままにしておきますが、今度の町村合併計画の範囲でありますから、大臣がおいでにならなくとも私はさしつかえないと思ひますが、ほかの方がある必要があるればおつていただきたいと思います。

その他のこまかいことについて私は一、二点聞いておきたいと思いますことは、今度の改正の中で、先ほど北山君からも聞かれたのであります。人口を五万とするということに一応きめられたということがあります。このことは地方制度調査会にもそういうことが答申をされまして、どうも最

前のじやないか、こういうことを心配するのですが、この点をお答え願いたい。お答えですが、私は今度はそういう問題は起らぬだろうと実は考えておりました。と申しますのは、この間われくも地方制度調査会の答申もあるから、五万にする考え方だということを毎々申したのは事実でございまして、その結果相当市ができたのも事実でございました。と申しますのは、もしそういふことが、さらに三箇月なら三箇月というよううな期限を置いて、そしてその後は五万であるというようなことを指導するとするならば、また同じような事態が起つて来るのではないか、これを心配するのであります。これらの点について一體どういうふうに指導なさるつもりであるか。どうでないと、やはりどうだけできて、ほかのところはできなければ、これは不均衡でありますので、全体として扱いを調整するためにも、そういう方針を実は明らかにしたのでございます。しかしながら、大体今日におきましては、たいていの府県におきましてはそういう考え方で、現行法のもとにおいて市になり得るところは、たいてい市になつておると私は見ておるのでございます。ただ今まである数府県は、実は全般的に町村の合併も進んでおらぬところであります。が、市の設置も絶無の県がかなりございまして、そういう点はほかの府県並のレベルにまで事が運ぶということだけの問題じやないと思うのです。その町なら町の態様がいわゆる市街地として、われくといたしましてはその程度のことは当然容認した扱いをしなくてはならない、こういうふうに考えておるのでございます。

○北山委員 その問題はその程度にいたします。

それから財産区の問題につきましても、先ほど門司さんから質疑がありましたが、それも省略いたします。次に今度の改正案の中には入つておられるが、地方自治法の中で例の二百三十二条ですか、普通地方公其団体が寄付や補助を出す場合、公益上の必要があれば寄付、補助をやれるという規定があるわけであります。先般来この委員会でも、主として市町村に、国あるいは府県等の、当然法令によつて設立された組織が、市町村に強制されて、われくといたしましてはその程度のことは当然容認した扱いをしなくてはならない、こういうふうに考えておるのであります。

○佐藤(親)委員長代理 退席、委員 うに考えて行かない、三万を五万にしても同じような結果が出る。また今申し上げたように、今後についても非常におそまつに急いで市をつくるといふことを基本にして市という名前をつけるべきであつて、人口ということがいいと思うものはむしろ積極的に統合なんか大いに論議されたわけなんです。あれを立派的に解決をする道は、設立について、寄付を円滑に強制されるという問題が出て来て、警察の場合などは大いに論議されたわけなんです。あれを立派的に解決をする道は、地方財政法の改正といふ点もあるであります。まあそういうことをもう少し立派的に三十一条を改正するというような方法もあるかと思いますが、その点についてでは何らお考へにならなかつたのか、またそういうことをもう少し立派的に制約するのには、地方財政法の方が適

当であつて、自治法の二百三十一条の改正といふ点では適切ではないのか、私どもはこの機会に地方自治法の二三百三十二条の中に別の項を設けて、そういう場合には寄付金とかあるいは負担をするようなことを制約する規定を設けたい、それが適当ではないか、かように考えるのであります。この点について長官から御意見を承りたい。

○塙田國務大臣 寄付金の問題につきましての私どもの考え方は、先般いろいろな方からいろいろな角度よりお尋ねをいただいてお答えを申し上げておりますが、私どもも何らかの法的措置がうまくできるならば、そういう考え方でしたいといううように考えておぞらく自治法よりか財政法の中に規定を改正するなり、あるいは新しい規定を挿入するなりしてやつて行きたいと思つておるのであります。がなかなかうまくできないならば、われわれの考え方とびつたりするようないうと存じております。

○床次委員 おそらくましても恐縮ですが、市の要件が五万になつたことによつて、市としてのいろいろな要素を考えているからで、これは説明にあるのであります。が、そなりますと当然将来の平衡交付金その他の寄付について、基準財政需要を市としての必要な要件に対し、これを多少増額することが必然的だと思ふ。これは社会施設その他に対するもので、今までと相当地わった基準を加えられて私はいいと思うし、あるいはそ

の前提のもとに考えられておられると思つのですが、その御意向があります。すれば、意見を承りたいと思います。

○小林(与)政府委員 実は市であるため、あるいは町村であるがためにその扱いを別にするかどうかということは、これはなお研究すべき問題である行政的な需要が当然あるわけでありまして、これは現在でも人口のいろいろな増減の状況その他の態様を考えて、ある程度の措置は講じておるのであります。が、なおこれは研究いたしまして実際の需要に即するように必要な措置だけは考えて行かなくちやならないと存じております。

○中井委員長 それでは地方自治法の一部を改正する法律案と、市町村職員共済組合法案の一案に關する質疑は、本委員会といたしましては一応終了いたしましたことにいたしまして、明日は、午前中は共済組合法に関する厚生委員会との連合審査会を開き、午後は当委員会に付託されておりまするその他の法案について審議を進める、かようにいたしますから何とぞさよろ御承知をお願いいたします。

なおこの委員会が終りましたら再建整備に關する小委員会を開きますから、何とぞ御出席を願います。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後五時五分散会

昭和二十九年五月二十四日印刷

昭和二十九年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局